

奈良県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和二年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
プリベイル株式会社スギ薬局	北葛城郡王寺町王寺二―六―四 クレール吉田一階	令和二年三月一日
有山おとなこども歯科	生駒市鹿ノ台東二丁目四番一	令和二年四月一日
ハート薬局葛城店	葛城市疋田六八四―二	令和二年四月一日